

み や き 町

避難行動要支援者避難支援プラン

平成29年4月

み や き 町

目 次

第1 基本的考え方	1
1 みやき町避難行動要支援者避難支援プラン策定の背景	1
2 みやき町避難行動要支援者避難支援プラン策定の目的	1
3 みやき町避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ	1
4 災害時等における避難行動要支援者避難支援プランの運用	2
5 各主体の役割	2
第2 避難行動要支援者名簿作成から災害時の避難支援までの流れ	3
第3 みやき町避難行動要支援者避難支援プランの対象者	4
第4 避難行動要支援者名簿の整備等	5
1 避難行動要支援者名簿の作成	5
2 名簿の提供・取扱い	7
3 名簿の更新に関する事項	8
4 避難行動要支援者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるた めの通知又は警告の配慮	9
5 避難支援等関係者の安全確保等	9
6 避難行動要支援者台帳の整備・更新	10
7 避難行動要支援者の移送	10
8 支援体制の整備	10
9 防災設備等の整備	10
10 相互協力体制の整備	10
11 情報伝達手段の普及	11
第5 平常時における避難支援体制の整備	12
1 区長会、自主防災組織等との連携	12
2 避難行動要支援者名簿の整備・更新	13
3 避難支援者の決定	13
4 避難行動要支援者の平常時の備え	14
第6 災害時や災害発生のおそれのあるときの避難支援	15
1 災害時における支援	15
2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達	16
3 情報伝達体制	17
4 避難誘導の流れ	19
5 風水害時の避難支援対策	20
6 地震災害時の避難支援対策	22
第7 避難行動要支援者避難訓練の実施	23
第8 避難行動要支援者名簿登録申込調査票・協定書・誓約書様式	24

第1 基本的考え方

1 みやき町避難行動要支援者避難支援プラン策定の背景

我が国では、東日本大震災や熊本地震等の大地震や、台風の頻繁な上陸、活発な前線活動等による集中豪雨の多発、毎年の豪雪など、とりわけ観測史上類をみないといわれる気象現象による災害が増加傾向にあります。

また一方では、少子高齢化の進行と核家族化により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらに、都市化の進展などに伴い、人と人の結びつきが薄れ、地域社会の「助け合い機能」が弱まりつつあります。

このような高齢化や核家族化が進む中で、高齢者等の弱い立場にいる方々が被災する傾向も強まっています。

そのため、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安全が災害時において確保されるよう、みやき町避難行動要支援者避難支援プランを作成し、地域の助け合いの中で、円滑な避難支援が受けられる体制づくりを進めます。

2 みやき町避難行動要支援者避難支援プラン策定の目的

みやき町避難行動要支援者避難支援プランは、大雨や地震などの災害が発生したときに、自力では避難が困難な避難行動要支援者に対し、地域住民（避難支援者）が、避難支援等を行うことができるよう、必要な手法や体制づくりなどを定めることを目的とします。

3 みやき町避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ

みやき町避難行動要支援者避難支援プランは、「みやき町地域防災計画」、「佐賀県地域防災計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」との連携・整合性を図ります。

町における避難行動要支援者対策の全体計画であるばかりでなく、町民、家庭、地域、団体や防災関係機関等が一体となって避難行動要支援者を支援する仕組みづくりのための指針としても位置づけられます。

4 災害時等における避難行動要支援者避難支援プランの運用

災害時や災害が発生するおそれのあるときにおける、みやき町避難行動要支援者避難支援プランの適用範囲については、町により「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合に運用します。

5 各主体の役割

災害が同時にいくつも発生する初動期においては、町など行政の対策・支援だけでは不十分な場合があります。

これまでの大震災等の被害状況を検証する中で、避難行動要支援者の避難支援については、「地域における活動が不可欠である」との教訓から生まれたとされています。

災害発生時に最も力になるものの一つである、『ご近所の助け合い』を最大限に活用することが大切になっています。

避難行動要支援者を、地域住民（避難支援者）と町が協力して支援していくために、それぞれの役割を明らかにします。

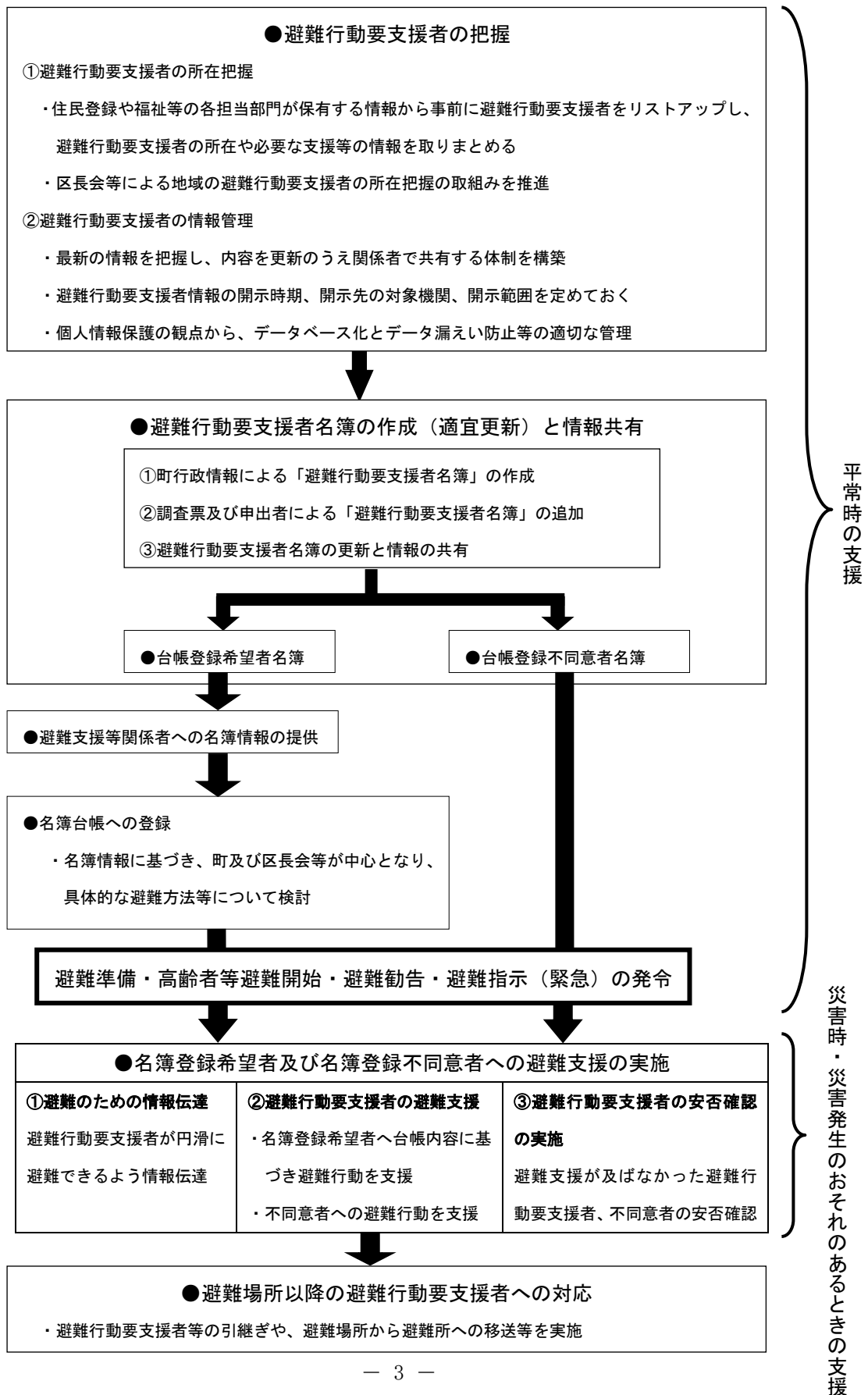
（1）町の役割

- ① 避難行動要支援者避難支援プランを策定し、広く町民にその周知・啓発を図ります。
- ② 町における避難行動要支援者支援の体制整備など、地域との連携のもとで、避難行動要支援者の支援を推進します。
- ③ 災害発生時の具体的な対応方針を明らかにします。

（2）地域住民（避難支援者）の役割

- ① 地域住民は、共助の精神により、「支援を必要とする人」を「同じ地域に暮らす人」が支援するという避難行動要支援者支援に対する理解を深め、その推進に努めます。
- ② 区長会、自主防災組織等は、それぞれの地区において体制づくりに努めるなど、町との連携のもとで、避難行動要支援者の支援に当たります。

第2 避難行動要支援者名簿作成から災害時の避難支援までの流れ



第3 みやき町避難行動要支援者避難支援プランの対象者

町地域防災計画 関連記載箇所

第2編 第2章 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

避難行動要支援者の支援に当たっては、まず支援を受ける対象者の範囲を明らかにしなければなりません。

「避難行動要支援者」を含む「要配慮者」とは、一般的に高齢者、障害者、乳幼児、外国人等とされています。

要配慮者のうち避難支援の対象となる方（避難行動要支援者）は、高齢者や障害者等であって、災害時に自力で避難ができない可能性が高く、かつ、家族等の支援を得られないおそれのある方を対象とします。本町においては、以下の範囲の方を対象者として設定します。

【避難行動要支援者名簿登録の対象者】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 要介護認定を受けている者b 身体障害者1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する身体障害者【心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く】c 療育手帳Aを所持する知的障害者d 精神障害者保健福祉手帳1級の者e その他、町長が特に認める者
手あげ方式により、特別の事情で避難支援を希望する者 |
|---|

第 4 避難行動要支援者名簿の整備等

町地域防災計画 関連記載箇所	第2編 第2章 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進
---------------------------	---------------------------------------

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を整備・更新します。そのため、町は、平素から介護職員や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の実態を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。作成した名簿は、プライバシーに配慮しながら、区長会、自主防災組織や警察・消防機関等の避難支援等関係者と情報の共有に努めます。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保ち、定期的に更新します。

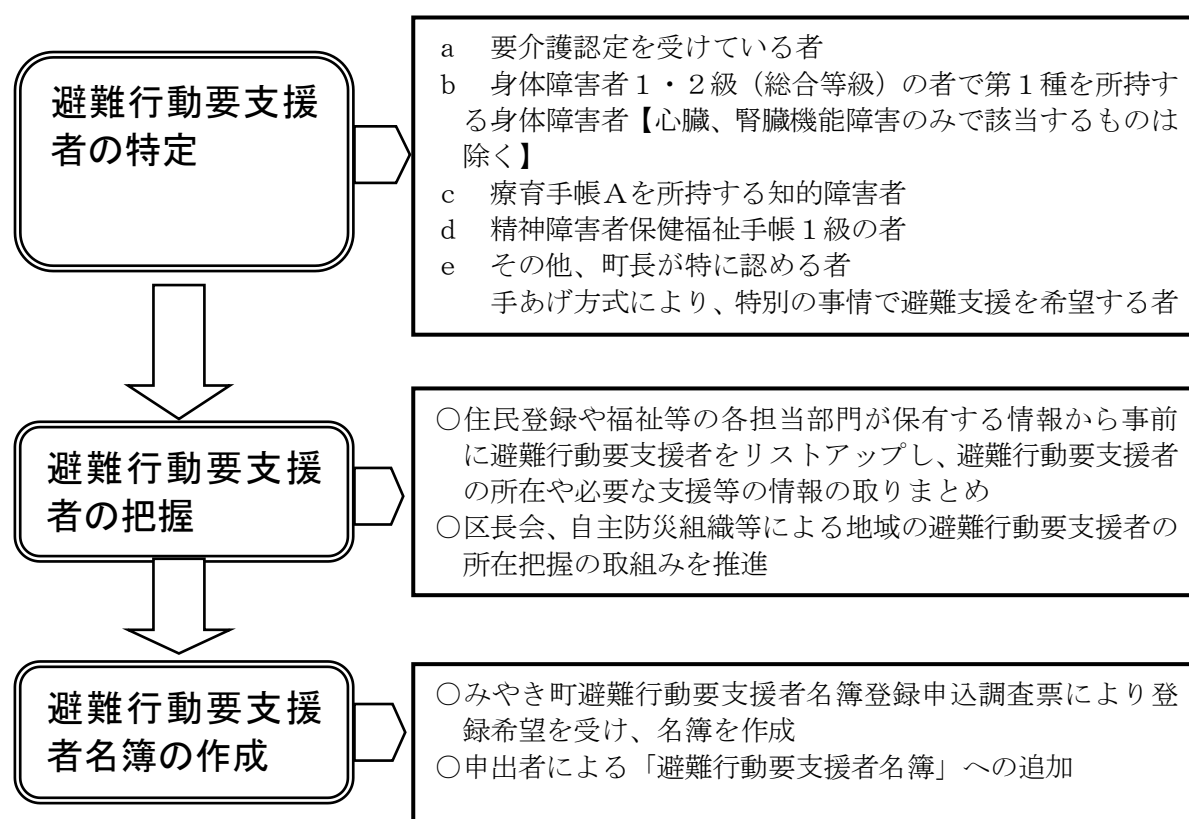
(1) 名簿作成のための基本項目

項 目	内 容
避難行動要支援者の対象	<ul style="list-style-type: none"> a 要介護認定を受けている者 b 身体障害者1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する身体障害者【心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く】 c 療育手帳Aを所持する知的障害者 d 精神障害者保健福祉手帳1級の者 e その他、町長が特に認める者 <p style="margin-left: 20px;">手あげ方式により、特別の事情で避難支援を希望する者</p>
避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none"> a 区長会、自主防災組織 b 民生委員・児童委員 c 町消防団 d 町社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等の関係機関団体 e 鳥栖警察署 f 鳥栖・三養基地区消防事務組合 g 避難行動要支援者自身が指名する個人支援者 h その他町長が認める者
名簿作成に必要な情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> a 住民基本台帳 b 介護保険受給者台帳 c 身体障害者更生指導台帳 d 療育手帳管理台帳 e 精神手帳・精神医療管理台帳 f 環境福祉課より提供 g 県関係機関への提供依頼

項 目	内 容
	h 町社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等への提供依頼 i 希望者による情報提供（避難行動要支援者の範囲外の者） j 手上げ方式（避難行動要支援者の範囲外の者）
名簿の記載事項	a 氏名 b 生年月日 c 性別 d 住所又は居所 e 電話番号その他の連絡先 f 避難支援を必要とする理由 g その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

区長会、自主防災組織等の関係団体と町が連携・協力して避難行動要支援者の避難支援を行うため、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成します。



「避難行動要支援者名簿」に係る個人情報保護への配慮

- 福祉関係部局が保有する個人情報の防災関係部局及び区長会、自主防災組織等への情報提供は、災害対策基本法に基づき運用します。
- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、災害時は同意なしで外部に提供できるほか、提供先には消防や民生委員・児童委員のほか、法的な守秘義務のない民間支援団体なども含まれることになりましたが、一方で、個人情報保護を担保するため、災害に備えての名簿の事前提供については、同意を得た人の分（登録希望者名簿）に限定しています。

2 名簿の提供・取扱い

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察、区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図ります。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。

(1) 名簿提供の際の留意事項

以下の点について留意します。

- 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供します。
- 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導します。
- 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明します。
- 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導します。
- 受取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導します。
- 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導します。
- 名簿情報の取扱状況を報告してもらいます。
- 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催するよう指導します。

(2) 避難行動要支援者名簿の取扱い

避難行動要支援者名簿は、次の表に定めるとおり取扱います。

	名簿の種類	取扱い
平常時	登録希望者	<ul style="list-style-type: none"> 町関係部署に備え置くほか、消防機関、警察、区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会の避難支援等関係者に事前に提供します。 名簿は、特別な場合を除き1年ごとに内容更新したものを提供し、その際に更新前の名簿を回収します。 区長会、自主防災組織等の避難支援等関係者は、適切に管理できる保管場所に名簿を備え置き、閲覧することができますが、名簿を持ち出すことはできません。 事前提供又は閲覧をする避難支援等関係者は、個人情報保護に関する協定書を町と締結し、又は誓約書を町に提出します。
	不同意者	<ul style="list-style-type: none"> 町関係部署に備え置くことに限ります。 町関係部署以外の者に閲覧をさせないようにします。
避難情報(※) 発令時	登録希望者・ 不同意者	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報発令後速やかに、区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援等関係者に提供します。 提供した名簿は、災害対応終了後速やかに回収します。

※避難情報：避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

3 名簿の更新に関する事項

- 住民基本台帳（施設等の入院・入所で、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意します）
- 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院・入所により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを周知します）
- 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等を要することを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除します）

※なお、避難行動要支援者の状況に対応するために、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保ちます。また、更新する期間や仕組みについては、他市町の状況等を確認し検討を加えます。

4 避難行動要支援者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- 町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令します。
- 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意します。
 - ◎高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにします。
 - ◎同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なるので、適切な方法を選択します。
 - ◎高齢者や障害者に合った必要な情報を選んで伝達します。
- 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等での災害情報の伝達機能も活用するなど、情報伝達を行います。

5 避難支援等関係者の安全確保等

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、次のことに留意して、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておきます。また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておきます。

- 避難行動要支援者や避難支援関係者を含めた地域住民で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切です。そのうえで、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義及び活動範囲や限界等について理解してもらいます。
- 町は、あらかじめ区長会、自主防災組織等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努めます。また、把握した情報は、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に役立てます。
- 町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を備えた福祉避難所の指定に努めます。
- 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難（場）所、大きな字で見やすい標識板等の避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備に努めます。
- 難病患者への対応のため、町は、県と情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努めます。

6 避難行動要支援者台帳の整備・更新

町は、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した「みやき町避難行動要支援者名簿」を整備しています。

調査票（末尾様式1）に基づき、避難行動要支援者の個々の状況を把握し、定期的に更新していきます。

7 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者が円滑に避難（場）所へ移送されるように、あらかじめ、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について定めるよう努めます。

8 支援体制の整備

町は、区長会、自主防災組織等との連携により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努めます。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、避難行動要支援者やその家族の積極的な協力が得られるよう努めます。

9 防災設備等の整備

町は、緊急通報システム（※）を活用するとともに、一人暮らし高齢者や障害者を対象に協力員（ボランティア）等による地域福祉のネットワークづくりを進めます。

また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進します。

※緊急通報システム：概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等の緊急時の対応及び安否確認を行うためのもの。センサーやペンダント式による通信システムがある。

10 相互協力体制の整備

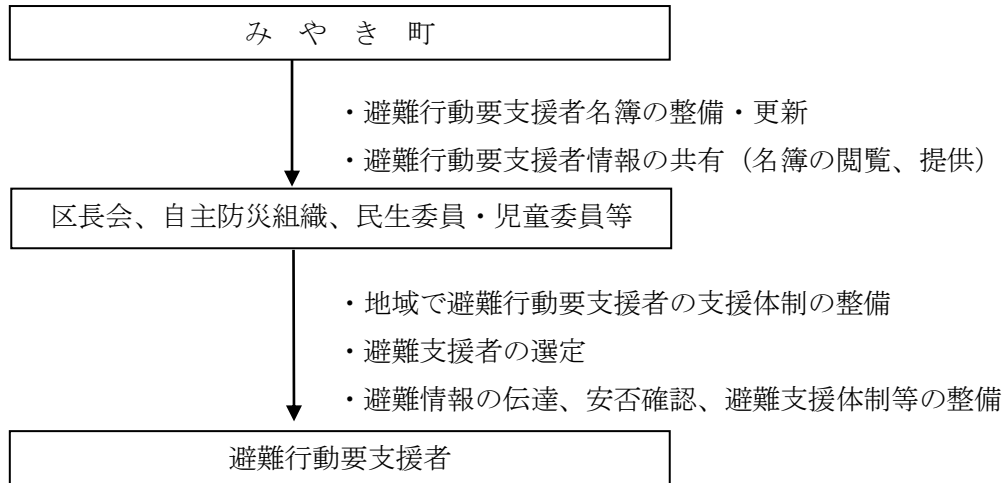
町は、区長会、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者の近隣住民等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に関する相互協力体制を整備します。

11 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）のほか、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努めます。

第5 平常時における避難支援体制の整備

【平常時における避難支援体制】



1 区長会、自主防災組織等との連携

- (1) 町は、登録希望者名簿を個人情報の保護に配慮しつつ、区長会、自主防災組織等の関係団体と情報共有します。
- (2) 町は、社会福祉施設等と連携し、住宅、避難（場）所等での生活が困難な者について緊急受入を調整します。
- (3) 関係団体は、登録希望者名簿の情報をもとに、避難情報の伝達や安否確認、避難支援について体制を整備します。特に、区長会、自主防災組織等は、災害時に隣近所で声を掛け合えるよう日ごろからコミュニティーづくりを進め、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

【区長会、自主防災組織等の関係団体に期待される支援の内容と時期】

区長会、自主防災組織等、民生委員・児童委員、消防団、避難支援者の役割			
平常時	避難勧告等 発令時	発生後概ね 3日以内	それ以降
●見守り	●情報の伝達 ●避難誘導等	●安否確認 ●情報伝達 ●避難誘導等	●防災関係機関の 支援開始

2 避難行動要支援者名簿の整備・更新

【➡P5 1 避難行動要支援者名簿の作成】参照

3 避難支援者の決定

災害が同時にいくつも発生する初動期においては、町など行政の対策・支援だけでは不十分な場合があり、地域住民が主体となる支援体制の構築は不可欠です。避難行動要支援者の避難支援においても、その要である「避難支援者」を具体的にどのような方々が担うかが最も重要となります。

そこで、「避難支援者」については、「自助」「共助」の順で決めていきます。できる限り、日常的に親しい交わりのあるご近所という単位を基本として、避難支援に当たるという「地域安心ネットワーク」を構築します。

(1) 避難支援の方向性

① 避難支援の意義

ア 避難支援者は、災害時に自らと家族の安全を確保したうえで、避難支援活動に当たることになります。

イ 従って、自ら若しくは家族が被災した場合は、当然ながら避難支援活動に当たるとはできません。

ウ こうしたことを前提として、避難支援活動が行われるということを避難行動要支援者などに周知を図るとともに、避難支援者が被災した場合のバックアップ体制も確保する必要があります。

② 避難支援者の選定

ア 自分たちの地域は自分たちで守り、地域の助け合いを進めるという観点からも、区長会、自主防災組織等が民生委員・児童委員や消防団等との連携のもとで、避難支援者を選定することが妥当と考えられます。

イ 高齢化の進行、区長会、自主防災組織等の規模等から、避難支援者を選定することが困難な場合は、近隣の区長会、自主防災組織等との連携など、より広域の単位を検討する必要があります。

③ 避難支援者

避難行動要支援者の身近にいる、次の地域住民が避難支援者となることが考えられます。

ア 日常的に親しい交わりのあるご近所の住民

イ 区長会、自主防災組織等の住民

ウ 近隣区長会、自主防災組織等の住民

この地域住民による支援活動に、災害ボランティア、消防団等の支援を組み合わせることが考えられます。

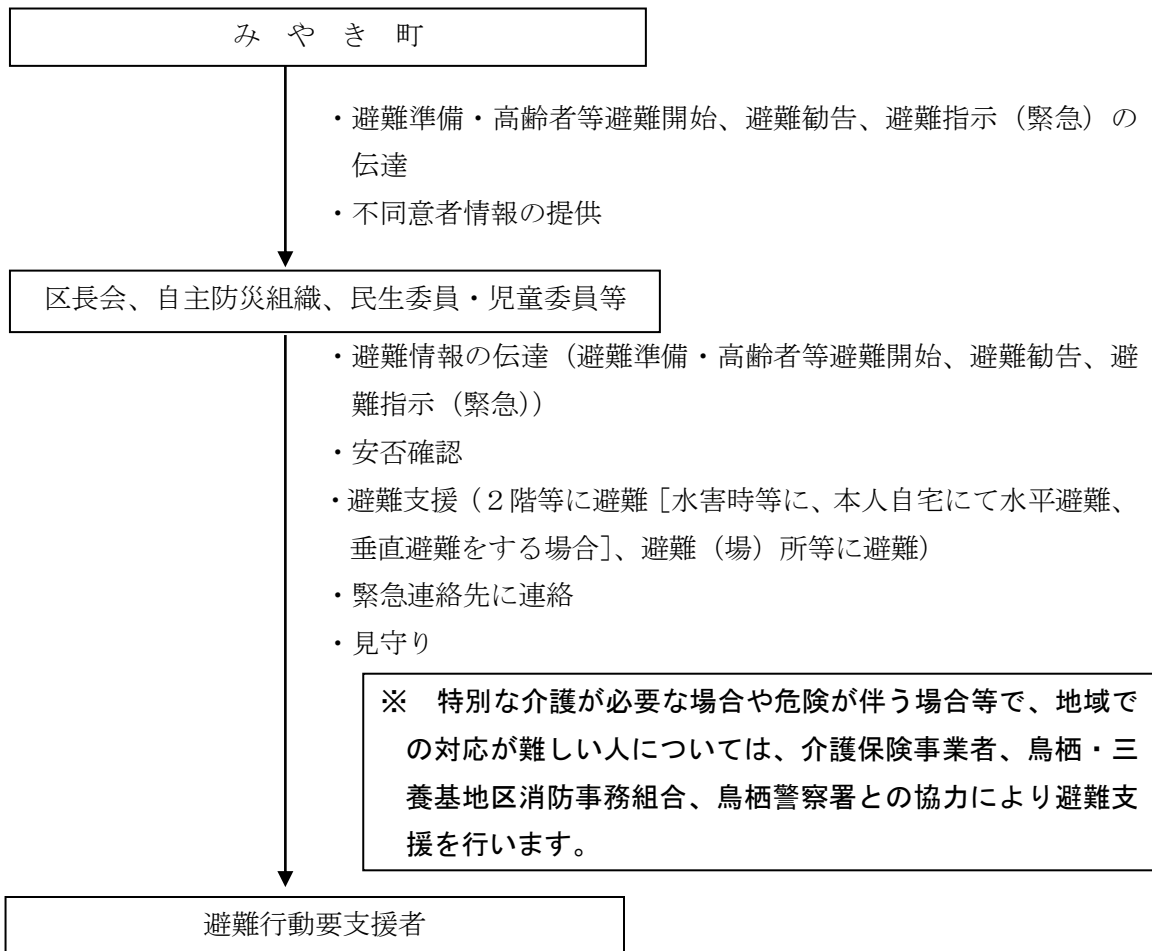
4 避難行動要支援者の平常時の備え

避難行動要支援者の平常時の備え等は以下のとおりです。

- (1) 障害者団体や福祉関係者等との関係づくりに努める。
- (2) 家具を固定するなど室内を安全な環境にするとともに備蓄品をそろえる。
- (3) 地域への防災訓練等に積極的に参加する。
- (4) 発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を2か所程度決めておく。

第6 災害時や災害発生のおそれのあるときの避難支援

【災害時や災害発生のおそれのあるときの避難支援体制】



1 災害時における支援

- (1) 町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令したときは、個人情報の保護に配慮しながら、登録希望不同意者を含めた避難行動要支援者についての情報を関係団体に提供し、情報共有に努めます。

※災害対策基本法 49 条の 11 第 3 項

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

- (2) 町は、避難情報を多様な方法（防災行政無線、町ホームページ、緊急速報メール、広報車等による方法）により町民に伝達します。その際は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令区域に該当する区長会、自主防災組織等の関係団体に対しても速やかに伝達します。

【みやき町避難行動要支援体制における町関係部署・関係団体】

町関係部署	総務課、環境福祉課、町社会福祉協議会
関係団体等	区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、鳥栖警察署、鳥栖・三養基地区消防事務組合、その他避難支援者

- (3) 町は、避難行動要支援者の避難状況について、区長会、自主防災組織等の関係団体を通じて情報収集を行い、緊急入所等の必要な調整を行います。

- (4) 避難情報の伝達を受けた関係団体は、互いに連携し、情報伝達や安否確認を行うとともに、避難行動要支援者が安全な場所（※）に避難できるよう、支援を行います。

※安全な場所：避難(場)所への避難に限らず、たとえば水害時にひざまで浸水した場合は、(避難(場)所へ移動することはかえって危険を伴うため)自宅2階などへの在宅避難(水平避難、垂直避難)、近くの建物への高所避難等を想定します。

- (5) 避難情報の伝達を受けた町内の社会福祉施設等は、重度の介護対象者等の受入れ等を検討します。

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達

- (1) 避難支援活動の判断基準

避難行動要支援者を含む地域住民が避難するための判断基準は、次のとおりとします。この判断基準を受けて、区長会、自主防災組織等の関係団体は、避難行動要支援者の避難支援活動を行います。

- ① 町から次の災害（避難）情報の伝達があった場合
- ア 避難準備・高齢者等避難開始
 - イ 避難勧告・避難指示（緊急）
 - ウ 警戒区域の設定

避難準備・高齢者等避難開始とは

避難準備・高齢者等避難開始は、避難勧告・避難指示（緊急）よりも前の段階で、人的被害の発生の可能性があると判断されたときに行うものです。避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めています。町からこの情報が出た場合、避難行動要支援者は、避難を開始する必要があります。

避難勧告・避難指示（緊急）とは

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が災害対策基本法に基づき「立ち退きの勧告」「立ち退き先の指示」を行うものです。この避難勧告・避難指示（緊急）を受けた地域住民の方々は、直ちに避難しなければなりません。避難指示（緊急）は、避難勧告よりも危険が目前に迫っている状態で、拘束力が強くなります。

警戒区域の設定とは

災害が発生し、又は発生しようとしているとき、町長等（知事、警察官、消防職員、自衛官）が生命等への危険防止のため、「警戒区域」を設定し、立ち入りの制限、禁止、退去命令を行うものです。避難勧告・避難指示（緊急）にはない罰則を伴う強制力があります。

② 大規模地震が発生した場合

大規模地震が発生した場合は、町の災害（避難）情報の伝達を待つことなく、避難する必要があります。

特に、震度6弱以上の大規模地震が発生した場合は、大きな災害が発生していますので、直ちに避難行動を開始することが大切です。

③ 自ら判断し自主避難が必要な場合

気象情報や周囲の状況等から判断し、自主避難が必要と思われた場合においても、町の災害（避難）情報の伝達を待つことなく、避難行動を開始します。

3 情報伝達体制

災害時の的確な対応を可能とするためには、避難行動要支援者とその支援をする方々に対し、いかに迅速かつ正確な災害情報を伝達できるかが重要です。そこで、町は、災害情報の伝達ルートと手段を整備する必要があります。

(1) 災害情報の伝達ルート

多数の避難行動要支援者が町の全域で発生することも想定されますので、次の伝達ルートにより災害（避難）情報を伝達することが妥当と考えられます。

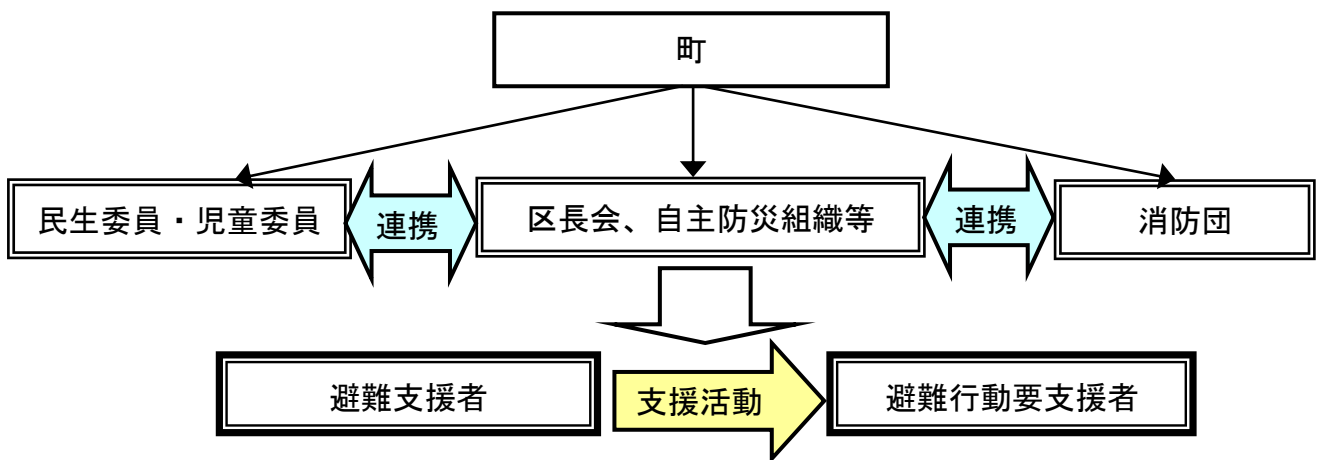
- ① 原則として町は、区長会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等に対する情報伝達を行います。

【情報伝達の対象者と所管部署】

町の情報伝達の対象者	町の所管部署
区長会、自主防災組織等	総務課、国土調査室
消防団	総務課、国土調査室
民生委員・児童委員	環境福祉課

- ② そのうえで区長会、自主防災組織等消防団、民生委員・児童委員は、互いに連携を図りながら、避難行動要支援者と避難支援者に情報伝達を行います。
- ③ こうした伝達網に加え、町は、町防災行政無線が整備された地区に、一斉放送による情報伝達も行います。

【一般的な情報伝達ルート】

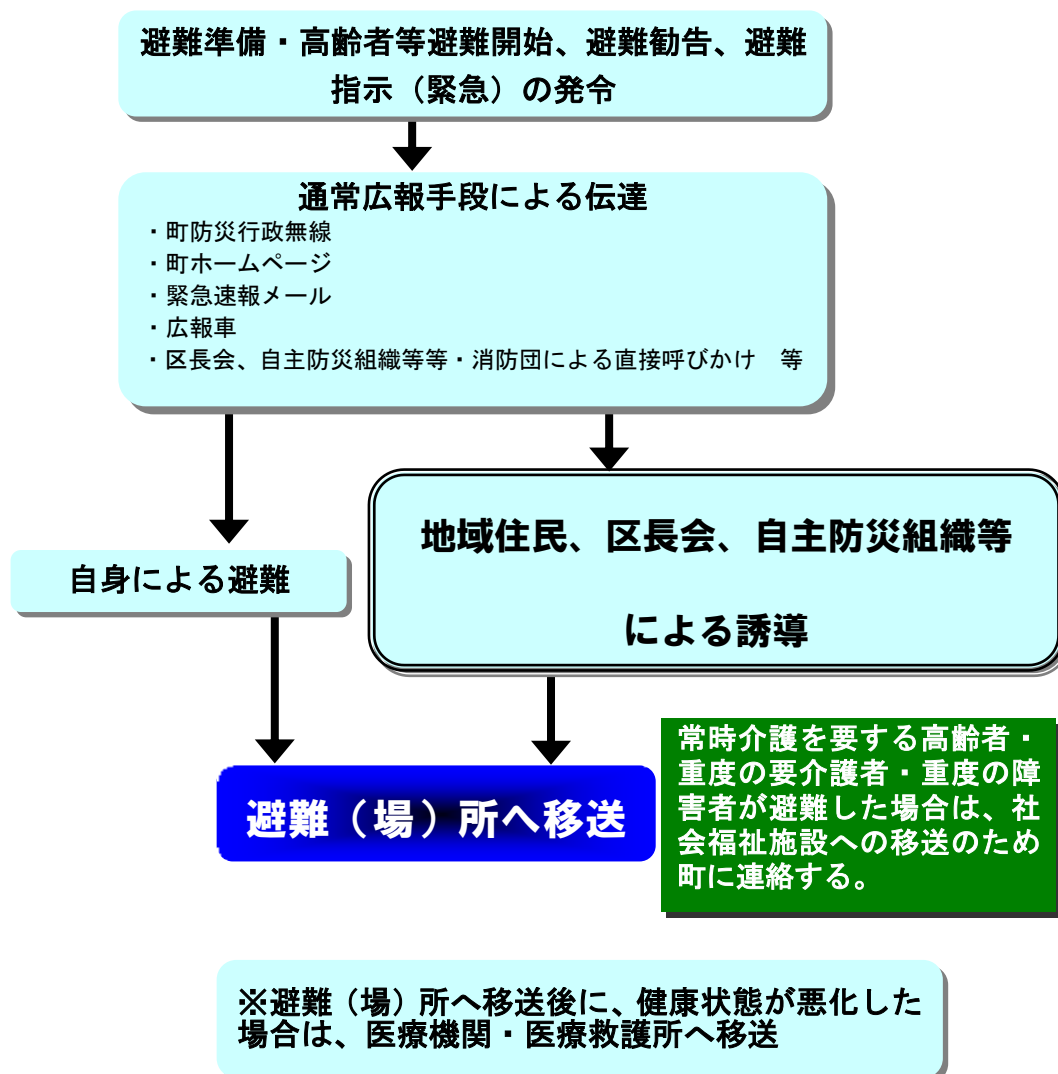


(2) 災害情報の伝達手段

- ① 町防災行政無線
- ② 町ホームページ
- ③ 緊急速報メール
- ④ 広報車
- ⑤ 区長会、自主防災組織、消防団等による直接呼びかけ 等

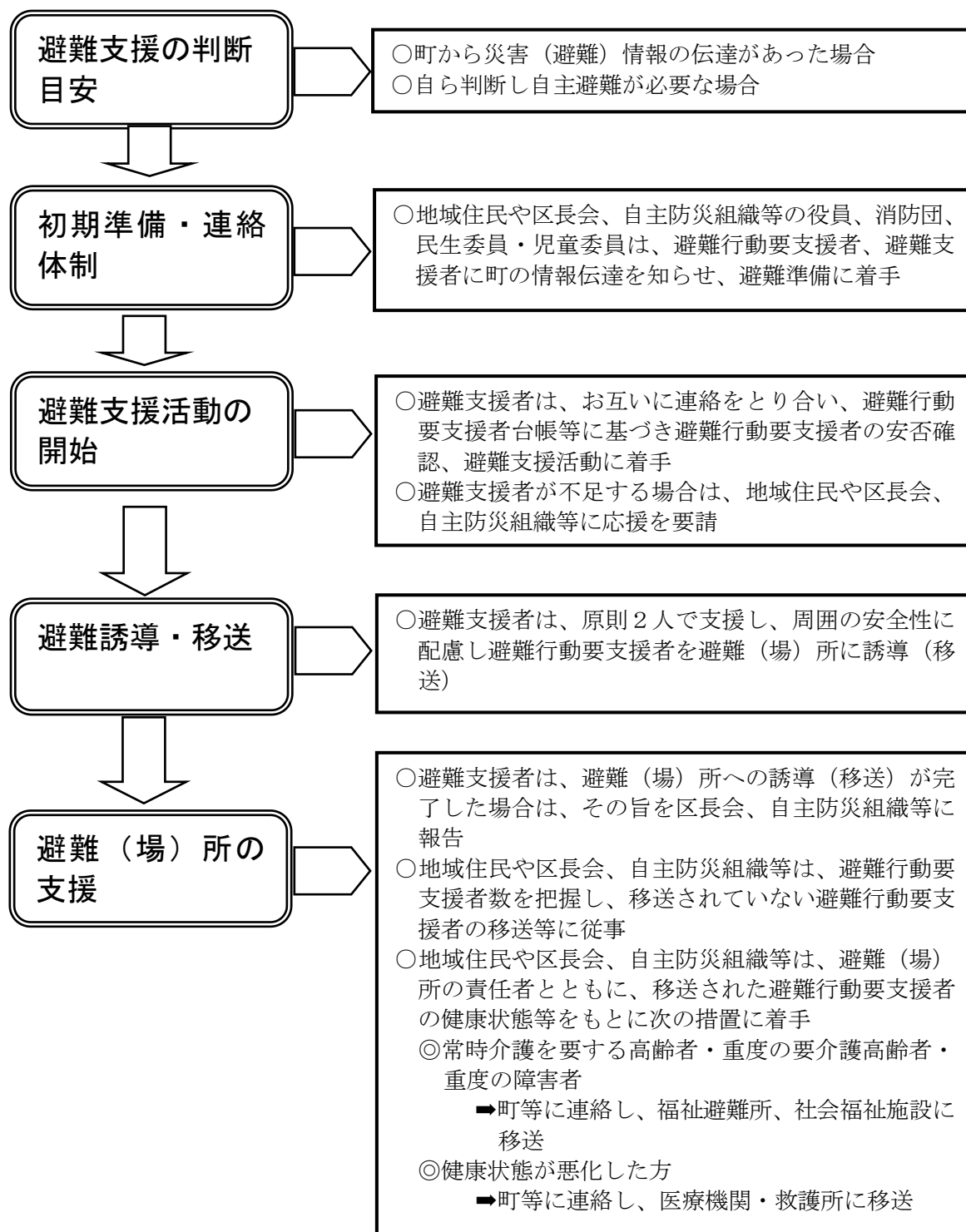
4 避難誘導の流れ

避難行動要支援者の避難誘導の主な流れは以下のとおりです。



5 風水害時の避難支援対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援の手順



－災害時における連絡網・手段の確保－

- 区長会、自主防災組織等の連絡網の整備が重要です。
代表 ⇄ 役員 ⇄ 避難支援者 ⇄ 避難行動要支援者
*避難（場）所等の電話番号の周知を図ってください。
- 連絡手段は以下のとおりです。
一般電話・携帯電話

－避難行動要支援者を移送する場合－

- 歩行が不可能な常時介護を要する高齢者、重度の要介護高齢者、重度の障害者の移送には、かなりの困難を伴いますので、その方が所有する車イスを使用してください。
- 歩行できない方を移送する場合で、車イスがないときは、毛布などで簡易担架を製作して移送することも考えられます。
- 区長会、自主防災組織等では、平常時から、こうした簡易担架を製作し準備しておく役立ちます。

－常時介護を要する高齢者・重度の要介護高齢者・重度の障害者の方々への対応－

- 歩行が不可能な常時介護を要する高齢者、重度の要介護高齢者、重度の障害者の方々は、通常の避難（場）所で生活するにはかなりの困難を伴いますので、次のようにしてください。
- 区長会、自主防災組織等は、地区内又は付近に社会福祉施設がある場合は、平常時から、災害時の受入れに関する協力等の措置を講じておく必要があります。
 - 地区内又は付近に社会福祉施設がない場合は、町に連絡し、福祉避難所や社会福祉施設への移送が可能であるかどうかを確認してください。
 - 福祉避難所や社会福祉施設への移送が難しい場合は、当面、畳があって休める場所を確保する必要があります。

－健康状態が悪化したの方々への対応－

- 避難（場）所生活が長くなるにつれ、健康状態が悪化するの方々が出てきますので、次のように対応してください。
- 健康状態が特に悪化した場合は、避難（場）所管理責任者等に連絡し、医療機関や医療救護所に移送してください。
 - 特に悪化したケース以外の重症でない場合は、町で行う保健巡回サービスを利用してください。

6 地震災害時の避難支援対策

(1) 地震の特質と対応

－ 緊急地震速報の活用 －

風水害は、徐々に危険性が高まってくるため、早めの行動をとることが可能です。一方、地震は、突然起こり、その予知が難しいとされてきましたが、平成19年10月から気象庁による「緊急地震速報」の運用が開始されました。

この速報は、強い揺れの地域の名前を、強い揺れがくる数秒から数十秒前にお知らせするものです。ただし、直下型地震や震源に近い所では、間に合わないことがあるとされています。この速報の特徴を理解したうえで、活用を図ってください。

－ 地域の助けあいが大切 －

風水害の場合は、比較的限られた地域に被害が集中するという局地的な傾向がありますが、地震は、災害が広域に及ぶという傾向があります。特に震度6弱を超える大地震が起こると、地域全体に甚大な被害が発生することが想定されます。

そのため、地域全体が被災している中で、ご近所同士の助け合いが難しくなるという側面もありますが、「みんなが被災しているからこそ、ご近所の助けあい大切」であると考えられます。

(2) 避難行動要支援者の避難支援の手順

避難行動要支援者の避難支援の手順は、風水害時の「P20 5 (1) 避難行動要支援者の避難支援の手順」と同様です。

第7 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、区長会、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

また、避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくることが大切です。

このため、避難行動要支援者や避難支援者とともに避難訓練を実施することにより、支援体制の充実を図ります。

避難行動要支援者避難訓練は、地域住民や避難行動要支援者、避難支援者等が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報等を共有し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行います。

また、町防災訓練等において、避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所の開設運営訓練等の実施に努めます。

【避難行動要支援者避難訓練の例】

主な訓練内容の例

- ・実際に避難行動要支援者宅を避難支援者が訪問し、指定避難（場）所まで避難支援を実施する。
- ・町職員、区長会、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等が参加し、安否確認の実施、避難（場）所までの避難支援、避難（場）所と災害対策本部との情報伝達、避難行動要支援者の確認状況をマップに整理する訓練を組み合わせ実施する。
- ・町から民生委員・児童委員全員に連絡し、同時に個々の地区の状況を聞き取る伝達訓練を実施する。
- ・区長会、自主防災組織等による町民の安否確認、福祉避難所への移送が必要な避難行動要支援者の避難支援者による福祉避難所への避難支援、避難行動要支援者の容態確認（面接による顔色や気分確認、血圧測定等）を実施する。
- ・避難行動要支援者を避難（場）所からタクシーで福祉避難所となる施設に移送する訓練を実施し、避難行動要支援者支援の一連の流れを確認する。

第8 避難行動要支援者名簿登録申込調査票・協定書・誓約書様式

様式1 避難行動要支援者名簿 登録申込調査票


※ 太枠の中をご記入ください。

みやき町避難行動要支援者名簿 登録申込調査票

登録申込日 平成 年 月 日

私は、避難行動要支援者名簿へ登録します。また、本登録申込みにより私が届け出た情報を本制度の目的の範囲内において、町（福祉部局・防災部局）、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び避難支援の実施に携わる関係者へ提供することを承諾します。

登録者氏名

登 録 者				
フリガナ		性別	生 年 月 日	
氏名		男・女 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日
住所	〒			
	みやき町大字			
	小学校区名	小学校	自治会（区）名	
電話 番号	固定電話	— —	F A X	— —
	携帯電話	— —		
状況	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者	世帯	<input type="checkbox"/> 単身世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	状況	<input type="checkbox"/> その他同居者あり（ ）	
特記 事項	（本人の病気や身体の状況など）			
 緊 急 連 絡 先 ※緊急時に連絡をとる方がいない場合には、左の欄に○印をつけてください。				
フリガナ		続柄	電 話 番 号	
氏名			固定電話	— —
			携帯電話	— —
町内	〒		市	町
<input type="checkbox"/>	みやき町大字		県	郡 村
	町外			
<input type="checkbox"/>				

緊急連絡先 (前ページから続く)

フリガナ	続柄	電 話 番 号
氏名		固定電話 — — 携帯電話 — —
町内 <input type="checkbox"/> { 〒 _____ みやき町大字	町外 <input type="checkbox"/> { 〒 _____	市 町 郡 村

地域協力者

※大規模災害発生時に安否確認等の支援を行うご近所の方です。指定される場合は、必ず本人の同意を得られたうえで、ご記入ください。(地域協力者がいない場合は未記入)

フリガナ	電 話 番 号
氏名	固定電話 — — 携帯電話 — —
住所	〒 _____ みやき町大字

※ 登録者本人が筆記困難であるため、①本人に代わって記入をされた(代筆の)場合、又は、②登録者本人が意思表示・理解困難であるため、本人に代わって登録申込をされた(代理登録申込の)場合は、以下のうち該当するいずれかの欄にご記入いただきますようお願いいたします。

① [代筆者確認欄]

名簿登録申込者が筆記困難であるため、本人の意思表示のとおり、私が代筆致しました。

住所： _____

氏名： _____ 本人との続柄： _____

② [代理登録申込者確認欄]

名簿登録申込者は意思表示又は理解が困難ですが、本人の心身・生活状況から名簿登録が必要であると思われるため、私が代理で記入致しました。

住所： _____

氏名： _____ 本人との続柄： _____

様式2 みやき町と区長会、自主防災組織等が締結する避難行動要支援者情報の提供に関する協定（ひな形）

みやき町（以下、「町」という。）と△△地区〇〇〇〇会（以下、「区長会、自主防災組織等」という。）とは、避難行動要支援者の個人情報を提供することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定では、町が区長会、自主防災組織等に避難行動要支援者の個人情報を提供するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（区長会、自主防災組織等における組織決定）

第2条 区長会、自主防災組織等は、自らが構成する地域内の避難行動要支援者を災害時に支援するため、平素から支え合いの取組みを行うことを、あらかじめ組織決定しているものとする。

（提供する個人情報の内容）

第3条 町から区長会、自主防災組織等に提供する個人情報は、担当する区域内に居住する者の個人情報とする。ただし、区長会、自主防災組織等に対する個人情報を提供することについて本人（本人の意思表示が困難な場合には、その家族。以下、同じ。）が拒否した場合は、この限りではない。

2 町から区長会、自主防災組織等に提供する個人情報は、避難行動要支援者名簿の記載情報とする。

（個人情報の提供）

第4条 町から区長会、自主防災組織等に提供する個人情報は、紙に印字された文書の形式で提供する。

2 町は、この協定が締結されている間、特に必要がある場合を除き年1回、区長会、自主防災組織等に対して情報を提供する。

（個人情報の利用及び閲覧の制限）

第5条 区長会、自主防災組織等は、町から提供された個人情報を、避難行動要支援者支援の取組み以外の目的に利用してはならない。また、町の許可を得ずに、これを複写若しくは第三者に提供してはならない。

2 区長会、自主防災組織等は、町から提供された個人情報を管理する者（以下、「情報管理者」という。）及び個人情報を取扱う者（以下、「情報取扱者」という。）を、町長に届け出なければならない。また、情報管理者、情報取扱者に変更が生じたときには、速やかに町長に届け出なければならない。

（情報管理者及び情報取扱者の守秘義務に係る誓約）

第6条 区長会、自主防災組織等は、個人情報保護に関する誓約書を町長に提出しなければならない。なお、誓約書の内容は、以下の内容とする。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- (3) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (4) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- (7) 名簿情報の取扱状況を報告させる。

2 情報管理者及び情報取扱者は、正当な理由がなく、この取組みの中で知り得た避難行動要支援者に関する秘密を漏らしてはならない。また、情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても、同様とする。

(個人情報の保管方法の届け出及び返却)

第7条 区長会、自主防災組織等は、町から提供された個人情報の保管について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 区長会、自主防災組織等は、町から避難行動要支援者情報の提供を受ける以前に、保管方法等について定め、町長に届け出るものとする。また届出内容に変更が生じたときには、速やかに町長に届け出るものとする。

3 個人情報の漏えい等を防止するため、区長会、自主防災組織等は、町から提供された文書の内容を、原則としてパーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。ただし、区長会、自主防災組織等において情報更新や検索等の必要がある場合には、あらかじめ町と協議する。

4 区長会、自主防災組織等は、町から提供された個人情報について、区長会、自主防災組織等が取組む避難行動要支援者支援の取組みの進行状況により、保持の必要がなくなったときには、速やかに町に情報を返却するものとする。

5 区長会、自主防災組織等は、町から、個人情報の保管状況について確認したい旨の通知があった場合には、これに協力しなければならない。

(事故発生時における報告)

第8条 区長会、自主防災組織等は、町から提供された個人情報について、その漏えい、滅失、毀損及び改ざんが生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに町長に報告し、指示に従うものとする。

(協定を解除する事由その他)

第9条 町は、区長会、自主防災組織等に提供した個人情報について、明らかに区長会、自主防災組織等の責に帰すべき理由による漏えい等があったときには、この協定を解除することができる。

2 その他、この協定に定めのないこと、あるいは協定内容に疑義等が生じた場合には、区長会、自主防災組織等と町が協議して定める。

平成 年 月 日

△△地区〇〇〇〇会

会長

印

みやき町長

印

(別表)

△△地区〇〇〇〇会が、取組みの対象とする地域の範囲は、次の区域とする。

様式3 個人情報保護に関する誓約書

平成 年 月 日

(あて先) みやき町長

区長会、自主防災組織等名

役 職 名

氏 名

印

連 絡 先

「避難行動要支援者名簿」の提供を受けるに当たり、災害対策基本法及びみやき町個人情報保護条例の趣旨を理解し、当該避難行動要支援者の個人情報について、以下の事項を遵守することを誓います。

記

1 基本的事項

「避難行動要支援者名簿」を取扱うに当たっては、避難行動要支援者個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な取扱いに努めること。

2 目的外利用の禁止

「避難行動要支援者名簿」は、以下に定める目的以外に利用してはならない。

- (1) 避難行動要支援者への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達、災害時の安否確認、避難（場）所への誘導など、一連の避難支援等の行動のため使用すること。
- (2) 避難支援等の行動を円滑に実施するため、災害時に備えた避難訓練、日ごろの見守り活動等のため使用すること。

3 適正管理

- (1) 「避難行動要支援者名簿」は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないようにすること。
- (3) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に理解すること。
- (4) 施錠可能な場所に「避難行動要支援者名簿」の保管を行うこと。
- (5) 受け取った「避難行動要支援者名簿」を必要以上に複製しないこと。

- (6) 「避難行動要支援者名簿」の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で「避難行動要支援者名簿」を取扱う者を限定すること。
- (7) 知り得た個人情報をみだりに他人に漏らさないこと。また、避難行動要支援者の避難支援者等を退いた後も同様とする。
- (8) 「避難行動要支援者名簿」の破損・紛失の際は速やかに町に報告し、町とともに誠意をもってその処理に当たること。
- (9) 避難行動要支援者の避難支援者等を退くなど情報を取扱う必要がなくなった場合は「避難行動要支援者名簿」を速やかに後任者に引き継ぐこと。また、後任者がいない場合や避難行動要支援者情報の更新があった場合などには、「避難行動要支援者名簿」を速やかに町に返却すること。
- (10) 名簿情報の取扱状況を報告すること。

みやき町
避難行動要支援者避難支援プラン

発行日 平成 29 年 4 月

発 行 佐賀県みやき町

〒849-0113

佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 737-5

TEL 0942-89-1651

FAX 0942-89-1650

<http://www.town.miyaki.lg.jp/index.html>

企画・編集 みやき町 総務課
